

ベッヒャーの訴訟事件について

小寺 昭次郎

一九二五年に始まったヨハネス・R・ベッヒャーにたいする国家叛逆罪容疑の訴追事件は、一九二八年八月に最終的に訴訟の停止が決定されるまで、三年以上にわたって、正式の公判が開かれぬまま、著書の発禁・押収、家宅搜索、逮捕・拘禁、予審が断続的に行われた。事件がいわば大詰を迎えていた一九二八年三月一三日の『ドイツ・ローテ・ファーン』に、翌々日の三月一五日に定められたライプツィヒの大審院におけるベッヒャー公判（これも結局延期されたが）を前にして、プロレタリア・革命作家同盟の「闘争宣言」^{カンプフヤウ}が発表されている。

「ヒンデンブルク共和国の最高法廷、ライプツィヒの大審院において、三月一五日、資本主義ドイツの労働者文学の未来にとって原形的かつ決定的な意味をもつひとつの裁判が開始される。

詩人ヨハネス・R・ベッヒャーは、帝国主義戦争に反対する自己の信念を自由に率直に告白したかどにより告発されたのである。

われわれの戦友ヨハネス・R・ベッヒャーは、芸術的価値のあるいくつもの作品のなかで、ドイツと世界の革命的プロレタリアートとの自らの積極的な連帯を抑制しなかつたかどによって、告発されたのである。

それは国家反逆罪なのだ、もしきみが詩人として今日また明日に大衆にむかって語りかけるならば！

もしきみがブルジョア社会の犯罪を揺さぶり起こして断罪するならば！

支配階級としてのブルジョアジーが詩人や芸術家にむかつて直接に、しかも監獄という脅しをちらつかせながら、幾百万の勤労者から生存の最低限さえ横取りするような『秩序』のために、ダマレと命ずるこのような裁判は、これまで『新しい』ドイツで起こったためしはなかった。〔……〕

ヨハネス・R・ベッヒャーにおいて、資本主義ドイツの労働者文学が、原理的、決定的な攻撃をうけようとしている！

作品によって資本主義的『秩序』の顔からその仮面を引き剥がそうとするすべての作家たちにたいして、
ケルカイオフ・ゴジージュ
投獄攻勢が始まろうとしている。

これが、ライプツィヒにおける『文学の国家反逆罪訴訟』なるものの一義的な明白な意味である。

ここに名を連ねたドイツのプロレタリア・革命作家同盟のわれわれは、それゆえに、また前もって宣言する、われわれの戦友にたいする裁判において、たとえいかなる類いの判決が出ようとも、労働者たちの階級的意志・革命的闘志を表現しようとするわれわれを、阻んだり脅かしたりすることはできないと！

われわれは同志ベッヒャーとの連帯を表明する。そしてベッヒャーが、反動的階級裁判所で、われわれ労働者の世界のための戦いのなかで幾千となく殺戮された者たち、首都の街路で即決で銃殺され、カール・リープクネヒト、ローザ・ルクセンブルク万歳、を唇にのせて倒れた者たちのあの精神を証し立ててくれるよう、要請する。〔……〕

引用が長くなってしまったが、この作家同盟の「闘争宣言」の文章は、後に詳述するように、ベツヒャーの訴訟事件にかかわってさまざまの個人や団体から寄せられた抗議の声や檄のなかでも、やはり、当のベツヒャー自身にいちばん近い表現、同じ立場に立っている者の生身の表現であることがよくわかるのである。それは一般的に言えば、事件の当事者の側からの、緊張と気魄にあふれた主体的・主観的な、いわば「党派的」な鋭い真実の表白であつたが、特殊には、まさにプロレタリア・革命文学の作家として結集せんとする者たちの闘いの声である。

周知のように、ドイツのプロレタリア・革命作家同盟は、正式にはこの年一九二八年の一〇月一九日の創立集會によつて結成されたのであつた。だから、二八年三月の右の作家同盟のアピールは、正式の結成よりもおよそ七か月まえの春さきからすでに、同盟がその名によつて動き出していたことを示している。いやむしろ、ベツヒャー裁判にかかわるこの「闘争宣言」が、「たぶん作家同盟の最初のドキュメント」となつていふと言われていることを考えると、ベツヒャーの訴訟事件は、ワイマール共和国時代の相対的安定期のその約三年間を通じて、主体的にも客観的にも熟しつゝあつたプロレタリア・革命文学者の結集・組織化に、ひとつのきつかけを与えたのではないかを想像させるのである。しかしまた、歴史上の事実となつた「プロレタリア・革命作家同盟」の創立以外に、あるいはこれを包むような、これ以上の統一戦線の成立の可能性を、同時に、ベツヒャー自身が訴訟事件の渦中であつて望み見たこともあつたようだ。同盟の名による「闘争宣言」が出されたのと同じころ、すなわち同年三月一〇日付の同じ『ローテ・ファーン』紙上に書かれたベツヒャーの「統一戦線」といふ、公判を前にした小文には、次のようなことばがある。「この訴訟を機として、実にさまざまの陣營の詩人や思想家がひと

つの共同の防衛戦線に結集したことは、よろこぶべき徴候である。もしわれわれがこの戦線を保持するならば、これを深化し拡大するならば、どうだろうか、わたしはしばしば考えるのだ。……」

この可能性としての「統一戦線」の問題を内に孕みながら、それでもやはり、ベッヒャーにたいする国家反逆罪訴訟事件は、一九二〇年代後半の一見自由で豊かで華やかな「ワイマル文化」のかけで、その「文化」を支える剣き出しの政治・社会的構造を垣間見せた事件のひとつであるとともに、事実として、世界的なプロレタリア文学運動のドイツにおける結節点のひとつとなった、と考えるべきであろう。

以上をいちおうの前置きとして、以下にこの事件の経過と、容疑の証拠とされたベッヒャーのいくつかの作品を見てゆくこととする。(なお、事件の経過と記録については、「Aktionen Bekenntnisse Perspektiven. Berichte und Dokumente vom Kampf um die Freiheit des literarischen Schaffens in der Weimarer Republik」 Aufbau-Verlag, Berlin und Weimar 1966 が詳しく便利なので主にこれに従う。)

*

事件の発端はどうか、一九二五年二月一八日にあるようだ。この日、共和国防衛のための国事法廷 (Staatsgerichtshof) の予審判事の決定が下され、それに基づいて、前年発表されたベッヒャーの二つの著書が押収されることになったからである。(国事法廷と仮の訳をつけたものは、一九二二年六月二四日外務大臣 W・ラーテナウが右翼によって殺害された事件を受けて発想されながら、制定後から左翼の弾圧法と化した曰くつきの共

和国防衛法によって、ライプツィヒの大審院に設けられた特別刑事裁判所である。) ベッヒャーの本のひとつは『前へ、赤き戦線よー』(„Vorwärts, du Rote Front! Prosastücke“, Taifun-Verlag, Frankfurt a. M. 1924) もうひとつは『労働者、農民、兵士——革命的闘争劇のための草稿』(„Arbeiter, Bauern, Soldaten. Entwurf zu einem revolutionären Kampf drama“, Taifun-Verlag, Frankfurt a. M. 1924) である。前者の『前へ……』は(作品の内容については後で検討するつもりだが)、三部から成るプロシユレ形式の冊子で、それは、一九二四年一月ローザとカールの虐殺五周年を記念する非合法法のデモと集会をモデルに、とくに警察の無道なデモ制圧の実態を描いた「デモの小説」(„Demonstrations = Novelle“) ひとりの旅人の遍歴を糸に、バリエルンの谷間の大工場の経営と労働の分析や、附近の土木労働者の蜂起と無惨な敗北をとおして、詩的宗教的眞実から階級的大衆闘争への目覚めという一種の小さな教養小説風な断片「何処へ……」(„Quo vadis...?“) としてさいごに、人類の破局をまえにして人間が再び人間として復活するためには、階級社会のなかで労働者たちの戦線に身を投ずるほかないことを繰り返し呼びかける「演壇から」(„Von der Tribüne“) の三部である。⁽⁶⁾ 押収されたもうひとつの作品『労働者、農民、兵士』は、一九一九年に発表された同じ題名の「祝祭劇」を全面的に書きなおして、「演劇作品」としてではなく革命的プロレタリアートのための「闘争劇」としたもので、劇の展開の基盤には第一次世界大戦、敗戦、ドイツ革命、反革命、社会民主党政権といった歴史的経過が据えられている。登場人物は「人間」「兵士」「將軍」「第一の姿」「ドイツのミッヘル」などのように抽象的であり、また『ドイツの泥沼』を演ずるための原則が劇中に挿入されていたりして、むしろ意図的に「草稿」に仕立てられている。その最終場面では、戦後の「ドイツの泥沼」の住民を蹴散らす巨人的な労働者が立ち上り

〔舞台の上で、舞台から下へ、次つぎに武器が配られる〕—、最後は長いながい「赤き行進大讃歌」が歌われ、「赤き行進」^{ロター・ファーン}が繰り返される、というようなアシ・プロ劇である。

その後も、ベッヒャーにたいする当局の追求・調査は続けられていた。約二か月後のベルリン警視庁の報告があり、押収されたはずの右の本が、国際出版社連合（Viva）の本屋で相変わらず販売されていたとあるそうである。四月二十六日、さきに死去したエーベルトの後にドイツ帝国の元帥ヒンデンブルクが新大統領に当選すると、ベッヒャーは五月三日の『ローテ・ファーン』に「ヒンデンブルクに寄す」（„An Hindenburg“）の詩を載せた。

いままた這い上ってきたのか、きみは、

世界大戦の人間屑を溜めた穴から。

追放されたヴィルヘルムの盟友、

サーベルを鳴らし鬼火のように揺れる亡霊よ。

あたりに屍臭を漂わせながら

歩きまわるうずだかい墓石よ、

すでに蛆虫がはりついている——

絶妙に組織された飢餓の製造者——

絡まりあった血まみれの掌がきみを握ねまわす。

二百万の骸骨は

がらくたのよう。

鋼鉄の嵐を荒れ狂わせた

あの聖なる血の神の恩寵による大統領……

[……]

この詩も、後にベツヒャーの罪状のひとつに取り入れられる。このときからおよそ二年三か月後の一九二七年八月六日に、正式に検事総長 A・ヴェルナーの四四ページに上る起訴状が提出されたが、それに基づいて一〇月二九日の『ローテ・ファーネ』が解説した文章によれば、ヒンデンブルクに寄せた右の詩は、「ドイツ共和国を、その大統領によって代表された形態と制度について」侮辱したものとされている。(同紙が皮肉っているように、ヒンデンブルク自身は、ドイツ共和国の形態と制度全体にとって侮辱的ではないのらしい。) 因みに、起訴状はさきの『労働者、農民、兵士』のなかの一行「この共和国では金持だけが掠奪することをゆるされる」を、「憲法に従って確定された共和政体の誹謗」に当たるとし、また「デモの小説」の次のような結びのことはを「国家反逆罪に相当する」として引用しているという。

巨大な防塁のように河岸にそそり立つ工場群。

——
きみたち、労働によって物を創り出す者たちよ

——
いつ

——
いつ

ベツヒャーの訴訟事件について

ベッヒャーの訴訟事件について

六八

ほんとうに　いつ

きみたちはそれらを征服するののか?!⁽⁵⁾

同じ年(一九二五年)の六月五日、ベルリン警視庁は出版されたばかりのベッヒャーの詩集『玉座のうえの屍』を摘発、同十八日予審判事はこの本の押収を命じた。理由は「憲法の暴力的転覆を唆し、憲法に従って確定された共和制政体と国家を誹謗し、教会を侮辱せんとする目的を追求している」⁽⁶⁾ためである。『玉座のうえの屍』(„Der Leichnam auf dem Thron“, Vereinigung Internationaler Verlagsanstalten, Berlin 1925)は、詩三〇篇を「赤き行進」、「玉座のうえの屍」、「爆撃機」の三部にまとめ、「インターナショナルの歌詞——起て、飢えたる者よ——に含まれた要請に、ついに応えんとする万国のプロレタリアートに捧げる」という献辞を掲げていて、時事的な題材もあるが、むしろ反戦と革命の理念を、たえず訴えかけるような熱い息遣いで、繰り返し叫んでいる詩集である。押収の理由のひとつ「教会を侮辱」(後述の「濱神」という嫌疑は、とくに「われらの父よ」(„Vater unser“)という詩に関係があるが、これは主禱文の大胆なパロディーである。

天にまします

地にも

地の下にもまします

われらの父よ、

すではや御名は汚され……

といった調子で始まり、詩の後半には「史的唯物論、革命的弁証法、マルクス・レーニン主義」への信仰告白が対置されているので、検察側にとってだけでなく、これは相当刺戟的な詩だったろうと思われる。

検察は急ぎ出した。同年七月、検事総長は起訴の準備を始めた。容疑は、国家反逆予備、共和制政体の誹謗、秘密結社〔KPDのことである〕への参加、瀆神などである。八月一〇日、予審判事はベルリン警視庁 Ia 課（政治課）にベッヒャーの逮捕を命令、八月二〇日、例年のようにこの時期ヴェルテンベルクの古い町ウーラッハの友人カール・ライヒレ宅に滞在していたベッヒャーが逮捕された。かれは後の一九三六年に作品『レヴィジター』（後述のようにこれも起訴の証拠とされた）のロシア語訳への序言のなかで、このときの思い出を書いていゝる。「ぼくは三人の治安警官によって区裁判所の監獄に連行されたが、そのとき警官たちは拳銃囊に手をおいて、おまえみたいな身にはなりたくないもんだと高言した。ぼくを監房に入れた区裁の廷吏も、笑つてゐる場合じゃないぞと言つた。最初、ぼくはハンストを試みたが、これは失敗した。というのはぼくが煙草を吸いすぎたからで、二日後にはすでにニコチン中毒にかかつていたのである。ぼくが逮捕された三日目から、もう抗議運動が始まつて、これにはブルジョア新聞やブルジョア作家たちも大勢加わつた。それどころか次の日曜日には、ヴェルテンベルク地区の赤色戦線戦士同盟（ロイター・フロンツェン・ペンネント）の集會が監獄の前で行われることになつた。このことが、勾留五日後の土曜日の午にはもう再び釈放されることになつた理由だつた。」（この釈放は、形式的には次に述べるヒンデンブルグ大赦法に拠つてゐる。つまり、裁判所は抗議運動に押されて、大赦法を部分的に、遅れ馳せながら適用せざるをえなかつたということだろう。）

ベッヒャーは八月二五日に釈放されたが、ベッヒャー事件の弁護人となつたアルフレート・アプフェルが後に

書いた報告⁽⁹⁾によれば、これはもともと不当逮捕であつて、大統領就任にともなういわゆる「ヒンデンブルク大赦」^{グロスマー}が、八月一七日付の大統領と法相の署名によつて発効し、ベッヒャーの逮捕はもとより、起訴の根拠となつた上記の三冊の著書『前へ、赤き戦線よ!』、『労働者、農民、兵士』、『玉座のうへの屍』は、当然この大赦法の規定に該当するものであつて、「訴訟は停止されねばならぬはずであつた」というのである。だが、ブルジョアジーの司法、警察にとつては、本来自分たち体制側から発した法令であつても、これをどう運用するかは全く御都合次第の恣意によるのだという実例がここにも見られるのであつて、釈放後もベッヒャーは検察・警察の追求にたえずさらされたのである。さきに挙げた“*Aktionen Bekentnisse Perspektiven*”の本は、アカデミー・デア・キムンステの社会主義文学史部門のA・クライン他三名の編集・解説による記録集であるが、「検事総長公文書」中の「起訴状」などから、その後の経過についても詳しい注記がなされている。九月八日の警視庁の報告では、ベッヒャーはドイツ共産党内で積極的に活動しており、「教育部門の常任活動家としてしばしば講演旅行に出て」いる、と書かれ、また、警視庁の調査依頼を受けたミュンヘンの警察本部からの一一月三日付の返書では、一九一四年以前にまで遡つて、ベッヒャーが雑誌の寄稿家として「道徳的にも政治的にも」不平不満のきつかけをつくつたとか、書かれているのだ。後の起訴状にも、一九一七年の独立社会民主党入党以後、スパルタクス・ブント、KPDにおけるベッヒャーの党員歴や活動歴に細かく立ち入っているので、右の本が推しているように、捜査は、詩人ベッヒャーを専らかれの政治的活動のゆえに有罪にもち込もうとする方向に動いていたようである。

ベツヒャー自身の申し立てとして、自分は自分の文学上の仕事を党に自由に使わせるし、それが党の目的に役立つかぎり、党の方もそれを利用するだろう、と言ったとあるが、起訴状のなかで、ベツヒャーの傍らに身をおいてこのおそらく真率なかれのことは読んでゆくと、われわれはある種のふかい思いにうたれざるをえない。だが、それさえも、むしろそれをこそ、そしてまた『玉座のうえの屍』の稿料として一〇〇マルクを共産党系出版社 *Viva* から受け取ったということまでも、ベツヒャーの罪状のひとつに加えられてゆく。予審の判事たちは、ベツヒャーがかれの立場を離れるなら無罪になるだろうと、はっきりほめかし、しかるべき権威者の推薦状を添えて、自己の『善き』本^{「レクシヤン」}意^{「イニ」}について声明書を出せとも要求している。あきらかに転向への誘いである。

これにたいしてベツヒャーは、新しい一冊の小説の出版をもって応えた。第一次世界大戦を基にして、未来に起こらうべき毒ガス・化学戦争と、それにたいする労働者階級の世界的な反戦・革命の戦争を描こうとした実験小説『レヴィジター、あるいは唯一の正義の戦争』。(CHCI=CH)₃ As (Levite) oder Der einzig gerechte Krieg", Agis-Verlag, Wien 1926 である。ベツヒャーは一九二五年一二月の末に書店と出版契約を交し、翌二六年の初めには本屋の店頭^{「レクシヤン」}にこの書物は出た。一月一四日、共和国防衛のための国事法廷は、さきに *Viva* から出されていた『玉座のうえの屍』押収にたいする不服の申し立てを却下、ついで一月一六日、ベルリン警視庁は新しい小説『レヴィジター』を摘発した。二月四日には、共和国防衛法違反によって小説の押収の決定が下され、同時にベツヒャーは家宅搜索をうけている。二週間後、警視庁 Ia 課は『レヴィジター』四一部を没収したことを報告した。

*

権力側の監視・追求は、もちろんベッヒャーにだけむけられていたのではない。ワイマール憲法には「各ドイツ人は、一般法律の制限内において、言語、文書、印刷、図画 (Bild) または、その他の方法で、その意見を自由に表明する権利を有する。〔……〕検閲は行われぬ。」(第一一八条)とか、「芸術、学問、およびその教授は自由である。国は、これらのものに保護を与え、かつ、その育成に参与する。」(第一四二条)とか謳われていたけれども、その違反・侵害はむしろ日常化しつつあり、右に甘く左に酷いと、その体質をよく言われるワイマール支配体制の拳は、とくにKPD寄りに振るわれたのである。^{m)}A・クラインによれば、ベッヒャーの友人の劇作家カール・ライヒレヤ、集会でベッヒャーの詩を朗読したり、ともに舞台作りをした俳優ヨーゼフ・ゲルトナーも同じ年二五年に逮捕され、また、後の作家同盟員としてベッヒャーとともに活動するB・ラスクの『トーマス・ミュンツァー』や、K・クレーパーの『ルールのバリケード』が禁庄、押収されたのも同じ年である。そのうえ、一九二六年の一月に成立することになる「俗悪本から青少年を保護するための法律」(Gesetz zur Bewahrung der Jugend vor Schund- und Schmutzschriften)の草案もすでに出されていて、こうした文学・芸術の自由、表現の自由にたいする危機感は、共産党系だけでなく、いわゆるブルジョアの進歩的作家・著述家たちをもとらえていた。一九二五年一月「芸術の自由のために」の声明にはG・ハウプトマン、マン兄弟、H・ヘッセほか有力な作家や団体が名を連ねたし、右の「俗悪本にたいする法律」にたいしては、二六年九月一

○旧プロイセン貴族院会議場で抗議集会が行われ、『俗悪法を廃せよ』という小冊子もつくられている。とくに左翼の作家の動きとしては、二六年二月ドイツ作家擁護協会（SDS）のベルリン支部が招集した「ドイツの作家の困難」というテーマの集会において、作家が現在の資本主義社会体制下で強いられる屈辱的創作条件を明らかにしようとしたこと、またたとえばベッヒャーが、そういう条件を変えるためには労働者階級の戦線に立ち、あらゆる作家の連帯による労働組合的組織への結合の必要を説いたことが、そのひとつとして注目されるだろう。（集会后まもなく、いわゆる「作家集団・グループ一九二五」が結成されたが、この「現代の精神革命的運動に結びつく」作家たちの集まりにも、右のような狙いがあったようだ。）

ベッヒャー自身の訴訟事件に戻って言えば、ベッヒャーは予審判事のこっけいな要求によって精神鑑定まで受けさせられ、二六年五月、（むろん、完全に行爲に責任を負う」という）その鑑定書の提出とともに、ひとまず予審は終わったことになったが、司法・警察の追求は、ベッヒャー本人をいわば出し抜くような別の訴訟事件をつくり出すことで、搦手から行われていたのである。これはベッヒャー事件のひとつの特徴として、権力側の巧妙で徹底した追求と抑圧の方法を示す一例として、注意されてよい。それは「書籍商裁判」と呼ばれたもので、端的に言えば、ベッヒャーの本『レヴィジエ』を販売したために、二人の共産党員の本屋が国家反逆罪で起訴され、一〇か月の要塞禁固と一〇〇マルクの罰金という有罪判決をうけたことである。二人の名はフリッツ・ドムニング（Vivaの販売主任）とルドルフ・ライマン（出版社ユング・ガルデ支配人）で、判決の日は一九二七年二月五日である。これがベッヒャー訴訟事件にたいしてもつ意味を、さきに挙げた弁護士のア・アプフェルは次のように書いている。「本人自ら作品を代弁し、検察当局との法に則った論戦によって法廷で作品を証言する

機会を詩人に与えるかわりに、訴訟を分断してしまふわけであり、他の本とともに特に毒ガスの本（『レヴィジター』）を販売した書籍商にたいする裁判において、だから、ベッヒャーは「利害関係人」でないために一切の影響の可能性を奪われた訴訟において、この毒ガスの本に判決が、有罪判決が下されるのである。書籍商（ライマンとドムニング）にたいする判決は、その判決理由のなかにはない。それでも、信すべき情報によれば、判決理由にははつきりと毒ガスの本の特定の個所が指弾されていたそうである。ひよつとすると、ベッヒャーが夢にも知らぬうちに、別の本も、どこかの書籍商、植字工その他にたいするどこかの別の裁判で裁かれているかもしれないのだ。そしてもしもベッヒャーが、ついに自分の審理を強いて行わせたとしても、当の法廷は、どんなにすばらしい弁護がなされても、むろん次のように反論するだろう、何しろ当法廷はすでにこれこれの裁判でこれこれの判決を下してしまつたのだから！ 当然のことながら、ヨハネス・R・ベッヒャーは、かれが行つた行為のために他の人びとが監獄か要塞に送られることに憤激しており、自分の置かれた立場を知らんがために、今度こそ公訴が起こされることを要求しているのである。」こうして、四月中旬S D Sが検事総長に宛て提出し、一七日付『ローテ・ファーン』その他に発表した申請書¹⁰⁴でも、「超党派の団体としてあらゆる作家の利益を代表するドイツ作家擁護協会は、検事総長にたいし、詩人J・R・ベッヒャーを小説『レヴィジター』、あるいは唯一の正義の戦争』の著者として、大審院における被告人の席に着かせられるよう、懇請する」と一見矛盾したことを冒頭から述べざるをえなかつたわけである。

ベッヒャー自身は、生まれ出ようとするプロレタリア・革命文学への集中的攻撃の現れとして真正面から受けとめ、そういう文学の作家として、自らの憤激と反論を表している。「現実を造形しようとするひとりの芸術家

は、人間相互の社会関係を自分の造形範囲のなかに、ぜったいに取り込まねばならない。こういう社会関係を、この社会体制のなかで実際に働いているさまざまな力を考えに入れられないで、描写しようとすることは不可能である。これらの力のひとつが、大審院もこれを否認するわけにはいかないだろうが、プロレタリアートのなだ。階級を意識したプロレタリアは、肉と血でできた実在であり、一個の現実であり、ひとつの事実である。

かれのさまざまな願いや闘いは、かれの苦難は、事実である。しかしこの事実は、この事実に対応する形式、つまりプロレタリア・革命的な言語によってしか、表現されえないのである。……」

ところで検察当局は、右の、とくにSDSの申請書に見られるような、裏返しにされたプロテストにたいして、いわばこれを逆撫でにするような、逆手に取るような仕方、しかしおそらく、かれらの予定どおりの挙に出たのであった。ベッヒャー本人にたいして、新たな予審が始められたのである。その予審判事による最後の取調べが行われたのは二七年六月一六日であるが、そこでは、一月にベッヒャーがある新聞に書いた時事的な短い記事が、またしても「連統行為」にたいする補助的証拠として加えられた。そして七月五日には、例の鑑定医ゼーラート教授が、もう一度苦勞して、「被疑者は著書『唯一の正義の戦争』を草するさい、特殊的心理的素質の影響の下に強制的に置かれていたのでは決してない」と、記録を取ったが、しかしその一方で、度たび要請をうけながら検察は、学識経験者にベッヒャーの作品の文学的鑑定をさせることを、さいごまで拒否した。

一九二七年八月六日の日付をもって、ついに（あるいは、やっと）検事総長アルフレート・ヴェルナーはベッヒャーにたいする起訴状に署名し、大審院に公訴の提起を行った。大審院の第四刑事法廷の廷長アレクサンダー・ニートナーは、これをうけて同年一〇月一二日付で訴訟の開始を告げる起訴正文に署名した。

この起訴正文は、筆者には法律の条文など未知の個所が多いが、訳しておくだけの価値があるかと思う。(なおこれは、一九二八年の春頃ベッヒャー裁判にたいする抗議と支援のためにドイツ赤色救援会ドイツ赤色救援会が人びとの声を集めて出版したプロシュレー『ヨハ・R・ベッヒャーにたいする文学的国家反逆罪』(„Der literarische Hochverrat gegen Joh. R. Becher“)に翻刻されたものであるが、この翻刻のために、プロシュレーの発行者はベルリン・モアビートの刑事裁判所に起訴され、裁判のあげく二〇〇マルクの罰金と一〇日間の拘留に処せられたのであった。)

検事総長の提起に基づき、作家ヨハネス・ローベルト・ベッヒャー、ベルリンNW 87、クラウディウス通り三番地、一八九一年五月二二日ミュンヒェン生まれにたいし、大審院第四刑事法廷において訴訟が開始される。

理由 本人は以下の各件につき十分なる容疑があると認められる、

ベルリンおよび内国において一九二四年より一九二六年にいたる間、法の時効にかからぬ期間に、同一の連続行為により、とりわけ次の印刷物すなわち、

一、

(イ)前へ、赤き戦線よ、散文集。一九二四年、台風社、フランクフルト、

(ロ)労働者、農民、兵士。革命的闘争劇草稿。一九二四年、台風社、フランクフルト、

二、「ヒンデンブルクに寄す！」一九二五年五月三日付『ローテ・ファーン』その他に翻刻、

三、玉座のうえの屍(おもての題名は、玉座のうえの屍、内の題名は、赤き行進——玉座のうえの屍——爆撃

機)。ベルリン一九二五年、ヴィヴァ出版社、

四、唯一の正義の戦争（別名はレヴィジテ）、小説。出版社はヴィーンのアーギス社。印刷者はプロイラー
ク、ベルリン、支店ハノーファー。出版はヴィーン―ベルリン一九二六年、

の著者として、

(イ)ドイツ国憲法を暴力的に改変せんとする国家反逆的企図を、行為により準備した、

(ロ)憲法に従って確定された国および州の共和政体を転覆せんとする意図を追求する反国家的結社（刑法第一
二八条、一二九条）に加わり、結社と、その意図のために結社員を、名実ともに支持した、

(ハ)公然と、憲法に従って確定された国および州の共和政体を誹謗し、その名誉を、国および州の共和政府閣
僚を誹謗することによって失墜せしめた、

(ニ)誹謗的言辞によって公然と神を冒瀆することにより公德心を汚し、また、公然とキリスト教会の一つを、そ
の制度、儀式を誹謗した、

刑法第八六条、八一条二項、一六六条、七三条、および、一九二六年七月八日の法律（国法典一の三九七頁）
の規^{フアツング}定による一九二二年七月二一日の共和国防衛法（国法典一の五八五頁）第七條四項、八条一項、九条、
一〇条、一一条、二四條にたいする違反ならびに犯罪。

ライプツィヒ、一九二七年一〇月一二日

大審院 第四刑事法廷

（署名） ニートナー、シュライヤー、ゾントーク

ベツヒャーの訴訟事件について

国家の側が、総括的にベッヒャーにたいして突きつけたこのかれの犯罪なるものが、詩人が造形した文学作品という視点をまったく欠いた、むしろそれを不要とする立場から並べ立てられたものであることは、当時ベッヒャーのために書かれた多くの抗議や声明や解説のなかで、しばしば指摘されている。また同様に、一九二五年以前に公表された三冊の本（「ヒンデンブルクに寄す」の詩を加えれば、四つの作品）は、ヒンデンブルク大赦法によって訴追の対象にはなりえないはずだということも、たびたび解明されているし、さきにも触れたとおりである。ただ、この点に関しては、右の起訴正文に使われた「連続行為」(fortgesetzte Handlung)という法律概念が、ベッヒャー事件におけるいわば法廷闘争上の、具体的な法運用・解釈上の争点となりうべき問題として、あったらしいということが、同じくベッヒャーの友人たちの発言から想像されるのである。とくに弁護士アプフルの、さきにも引用した報告（一九二七年五月、SDS機関誌『作家』）は、この問題について（それ以上の事ならについても）示唆が多い。「連続行為」(ないし連続犯 fortgesetztes Verbrechen)とは、現在の辞典では例えばこんなふうに説明されている。「数個の行為がそれぞれ独立的に犯罪構成要件をみたしているとき、しかも犯人が同一の構成要件（例えば窃盗）を、同種の法的財レヒツェット（例えば所有権）の侵害により、同種の犯行方法（例えば押し込みないし合鍵による窃盗）において、ひとつの全体的犯意に基づき、実現した場合は、それらの行為は法的にただひとつの行為と見做される。連続行為については、犯人はただひとつの行為のゆえに処罰される。個々の行為の数は、刑の量定にさいしてのみ考慮されるにすぎない。」⁽⁹⁰⁾（日本でも、昭和二年の改正で削除された刑法五五条に連続犯の規定があったというが、ここでも結局、「連続した数個の行為で同一の罪名に触れるとき」は、「科刑上の一罪」として処断する、ということがその根本の考え方だったようである。）

アプフェルによれば、「連続行為」という概念は通常、被疑者を救助するために、だから例えば、自分の主人の葉巻を毎日一本ずつくすねる召使を、ただ一度だけ（だから毎日の窃盜行為のためにはなく）罰するために、適用されるものである。ところがベツヒャーの場合には、この概念は、被疑者を『国家反逆犯人』として完全に打ちのめす（Taimlecken）ために利用される。つまり、大赦法後に発表された『レヴィジター』と、大赦法前に告発された（したがって大赦に該当する）著作とのあいだに作為的に関連をつくりだし、刑法上、同一線上にあるものと見做して、この法律概念を逆利用してひとつの統一的な犯意を組み立てる、——だからこの犯意は、『レヴィジター』からまっすぐに進行して、以前の諸作品をもつらぬくことになり、こうして検察・裁判当局は、大赦法を蹴とばして、それ以前の著作を含むベツヒャーの全部を反逆罪訴訟に持ち込むことができるわけである。

そこでアプフェルは、起訴の対象となった個々の作品の全部を、ひとつの法的な統一体として把えようとする見方は、当たらないと反駁して、『レヴィジター』が、その内容から言って以前の諸作品と関連があるかどうか、専門的な審査がなされるべきだと論じた。（むろんかれの論理の基礎には、弁護人としてのタクティックがある。それでもかれは、すぐれた知識人としてこの反戦小説の眞の実験的な意味を読み取り、あくまでも文学作品としてこれを下劣な反動から守ろうとしていた。）　　こういう審査をすれば、この小説はテーマ、内容、叙述の方法において、詳細な化学研究に基づく（事実、この本の巻末には一〇頁以上にわたる文献が掲げられている！）科学的な作品であり、著者の根本観念を否認するものではないにしても、以前の熱情的な革命的な著作とは反対に、即物的な著作のカテゴリに入れられるべきもので、けっして前の著作の「統一統制（フョーアトゼツツング）」ではないこと

が、明らかとなるだろう。しかも、当局の作爲的な立証は、「芸術的な創作行為にたいするいかなる敬意もないことを嘆せしめる。ひとりの詩人の作品は、その一作一作がひとつの新しい創造行為であり、ひとつの新しい内造的造形作用の啓示を意味する。ひとつの作品の公表とともに、その作品を生んだ感情・思想世界は、素人が思っているよりもっとはつきりと、詩人にとっては何としてもひとつの完結した事実となり、それがもう一度かれを文学的に突き動かすということはほとんどないのである。もし最初から、旧作に見出したものだけを新しい作品のなかに搜そうとする鈍磨した本能をもって、このような詩人の作品を繙こうとするならば、それはまことに馬鹿げた理解の仕方と言われねばならない。」

ここに見られるアプフェルの芸術・文学観は、むしろ古典的であつて、芸術を階級闘争の武器たらしめようとしていた革命的プロレタリア文学とは、直接的にはいくらかズレるところがあるかもしれないにしても、弁護という必然の要請からばかりではなく、「自分をとりまく現実の芸術的造形のために、その重みとその質によつてこのわれわれの世界の改革に役立つべきことばと形式を見出そうと、情熱をもつて努める」詩人たちへの真つ当な理解こそが、ほかならぬこの弁論を高いレヴェルに押し上げていることを、ある感動をもつて確認せざるをえない。(そして、政治的な裁判事件においてはツッキモノであるかもしれないが、ベツヒヤールの訴訟事件のまわりにも、この弁護士がいたこと、また前述の二人の書店関係者とプロシユールの編集発行者が、そのほかにもベツヒヤールの本の販売を有罪の少くともひとつの理由とされた二人がいたことを、ワイマール時代の幾千という政治犯たちのなかのほんの一例としてでも、ベツヒヤール支援の声を挙げた高名な文学者たちの存在にたいするのとは少し違った感銘をもつて、考えないわけにはいかない。)

*

ベッヒャー事件にかかわる抗議や支援は、一九二五年八月のベッヒャー逮捕の時点からすでに起こされていたが、右のように一九二七年一〇月正式に起訴が確定し、翌二八年一月二六日の公判期日が発表されたところに大きく盛り上った。一月八日、ベルリンのノレンドルフ広場のピスカートア劇場で抗議集会が催された。第一次大戦前からのSPD左派の闘士だった老ゲオルク・レーデブーアが司会したこの集会では、まず友人フランツ・ヘリングが「犯罪人」ベッヒャーの人と文学について、かれの生い立ちに遡って、その内側から紹介した。ついで、弁護人としてのA・アプフェルがベッヒャー裁判の全体経過を説明し、ベッヒャーは、その著書を発禁・押収されたうえ、いわゆる書籍商裁判が有罪判決を下されているので、最初から有罪犯人として法廷に立たされるという前代未聞の事実を指摘し、この裁判はドイツの全著作物をもっとも初歩的ながたちで脅かしている問題であることを訴えた。さらに、E・トラーヤE・E・キッシュが、この裁判はことばの自由にたいする「大逆罪」であり、その症候としての意味をもつことをそれぞれ指摘し、またA・ホリチャーは事件の政治的背景を分析した。(A・クラインらの記録集には、この抗議集会の際の「弁士」たちの写真一葉が載せられていて、右にその名を示した者以外にも、E・ピスカートア、W・ヘルツフェルデ、A・ヴォルフエンシュタイン、E・ミュンザーム、K・クレーバー、E・ヴァイナートの顔が見えるので、かなりの大集会であったことが想像される。ヴォルフエンシュタインは、A・デーブリン、A・ツヴァイク、G・グロス、その他五〇名以上の芸術家、作家、

演出家の署名をもつ抗議声明を読み上げている。)

集会には内外の各方面から連帯のことが寄せられていた。それが読み上げられたが、そのなかでいちばん大きいのは、やはりマキシム・ゴーリキーの呼びかけであつたろう。ゴーリキーは、『ロシア語訳の『レヴィジエ』(ベッヒャーのこの小説は二六年発表後まもなくロシア語に翻訳され、二七年までに三種の訳本がソヴィエト国内で発行されている。)] を読んでいて、心のあふれた並なみでない文章を寄せている。「ヨハネス・R・ベッヒャーは、まず、何よりも、才能ある人である。わたしはかれの詩の美しさと力を判定することはできないが、これらの詩がこのかれの散文に劣るものではあるまいと思つてゐる。ベッヒャーの『レヴィジエ』(唯一の正義の戦争)は、愛と怒りに震撼させられたひとりのほんものの芸術家のすばらしい本である。ヨハネス・R・ベッヒャーは、かれが情熱的に愛し憎むために、罰せられようとしてゐる。」しかも、法廷の席に坐つてかれを裁くのは、キリストを崇める人間たちであるうが、キリストはかれの愛と憎しみのゆえに殺されたのだ、とゴーリキーは書く。ベッヒャーの小説に触れながら、ゴーリキーは、戦争と人間殺戮によつて生き延びるヨーロッパのブルジョアジーが、ベッヒャー断罪やサッコとヴァンゼッティ殺害のような「自己防衛の行為」によつても、その不可避の没落から身をまもることはできないし、「自らの犯罪を正当化できるような、いかなる宗教も、いかなるイデオロギーももつてはいない。ブルジョア階級がいまなお己れを支えている唯一の手段は、科学者の力を厚顔無恥に利用し尽すことであり、それで産業と技術を豊かにしている。しかし、それももう長いことではないのだ。[……] やがて科学者たちにも[……] 自分たちが『文化』のために仕事をしているのではなく、人民に逆らい、自分たち自身に逆らつて仕事をしていることが、必ずや明らかになるだろう。」と書いたのである。さい

ごにゴリーキーは、「誠実であり才能があるという罪以外のいかなる罪もないヨハネス・R・ベッヒャーにたいする訴訟に抗議するよう、わたしはすべての誠実な人びとに呼びかける」と、結んでいる。⁽⁸⁾

マクシム・ゴリーキーのほかにも、海外から（この集会が催された最初の公判へむけての時期だけでなく、これが延期された二度目の公判期日の三月一五日前後の時期を含めると、）ロマン・ロラン、アンリ・バルビュスや、ソヴィエトの作家たち、プラハの芸術家グループ、アプトン・シンクレアらのアメリカ作家グループからも抗議の声が届けられており、またすでに二五年ベッヒャー逮捕のときに、革命文学国際事務局（IBRL）の決意表明が送られてきていたと言われる。国内的には、なお幾人かを挙げるなら、最初の公判の法廷にはT・マシ、L・フランク、H・ケスラーを「学識経験者」として召喚させる用意が弁護側にできていた。A・ケルなどは「ヨハネス・R・ベッヒャー、それはきみだ、そしてきみだ、そしてきみだ、そしてきみだ。それは明日のわれわれだ……」と警告し、この年八月『三文オペラ』が初演されるはずのB・ブレヒトは「ドイツ司法という事件を取り上げるには、ベッヒャー事件はほとんどはや必要ではなかったろう。この国のひとりの作家を監獄の奥にぶち込むには、まさに誠実さと、公的な問題にたいする関心とだけで十分なのだ。裁判官とひとりの警官とのあいだの微妙な区別は、ほとんどもう目には見えない。今日、買収のきかないのはドイツの司法だけではない。つまり、世界はどこにおいても、どれほど高額の金を積んでも、正シイ判決ヲ下すようにとただひとりレヒト・シユアツヒヒトの裁判官を誘惑することも、もうできない。」と、シニカルに語っていた。また団体としては、「ドイツ著作家全国連盟」(Reichsverband des Deutschen Schrifttums)、「ドイツ人権連盟」(Deutsche Liga für Menschenrechte)の抗議声明も残されているが、SDSが終始ベッヒャー擁護に動いているのが目立つ。おそらくベルリンの左派グループの

力とともに、声明の論旨などから見て、弁護士アプフルの助言も大きかったのだろうと思われる。

いずれにせよ、ベッヒャー裁判の二八年一月一六日の公判は延期された。そして三月一五日とされた次の公判も、再度延期されたのである。この二度にわたる延期の理由として、ベッヒャー自身も言うように、やはり、以上に述べたような国の内外からの「一致した抗議の嵐」によって、検察・裁判官の側に動揺が生じたであろうことを、挙げてよい。そしてベッヒャーは確信にみち、むしろ意気軒高だった。公判のためにライプツィヒにいたかれは、三月一四日付の『ザクセン労働者新聞』に『戦争反対の闘争宣言——わたしの裁判の延期について——』を寄稿しているが、それは「反動ブルジョアジーに反対し、革命的プロレタリアートの奉仕に立った」作家としての基本原理ともいふべきものを語った文章となっている。戦争や搾取や悲惨を終わらせる唯一の手段としての社会革命の問題（それは「最近のわたしのあらゆる文学の中心にある」）から、世界のプロレタリア独裁による戦争の除去、新しい社会体制・解放された人類の誕生である内戦（「わたしは作品『レヴィジエ』のなかでこの内戦を『唯一の正義の戦争』として propagieren した」）、階級闘争の武器としての芸術、そして、プロレタリアートの全闘争を導くべき組織としての共産党（「プロレタリアートの奉仕に立つ芸術家は人間としてもプロレタリアートの奉仕に立たねばならない、〔……〕共産党は闘争を導く組織であるから、かれは芸術家、人間、政治家としても党の奉仕に立つのである。」）等々について、率直・大胆に（何しろまだ裁判は延期されただけである）語っているが、しかしこの文章は全体としてかなり公式的、教科書風であり、教条主義的な面さえあると言わねばならぬだろう。（ただ、ベッヒャーは前日の一三日に延期の通知を受け、またその日ライプツィヒの労働者たちによる抗議集会に出席して『レヴィジエ』の作者として話をした、と記録されているので、その気負い立

つような執筆の状況を考えてみる必要はあろうか。)とはいえこの問題は、根本的にはおそらくこの時期のベッヒャーの文学全体にかかわってくる。いまは裁判の結末を急いで、次の作品検討のさいに扱うことにする。

一九二八年三月、二度目の公判延期が通知されて以後も、ベッヒャーは何度か予審判事に呼び出されて取り調べを受けねばならなかったらしい。詩集『飢餓の街』(„Die hungrige Stadt“, 1926)の再版が出たために、そのなかの『サッコ、ヴァンゼッティ!』などの詩が新しく検察の爪にひっかけられたのである。そのうえ、前述のドイツ赤色救援会のプロシユレ『ベッヒャーにたいする文学的國家反逆罪』が起訴されたため、しかもその「起訴状が利用されたため、ベッヒャーにたいするひとつの〔別の?〕訴訟が係属中」(六月二六日付『ローテ・ファーンネ』)だったからである。

けれども、結局ベッヒャーの訴訟事件は、一九二八年八月二五日付で——逮捕から数えてもまる三年ぶりに——^{アイシムテレン}停止となった。A・クラインらの記録集は、この間の政治犯釈放のためのKPD議員の議会活動を伝えて、政治犯の刑免除と免訴を定めた新しい大赦法 („Gesetz über Straffreiheit“) が二八年七月一四日に国会で議決されたことを注記している。⁶⁴『ローテ・ファーンネ』は、八月二八日付の通信としてベッヒャーの免訴を報じ、さいごに、押えられたままの『レヴィジータ』やその他のあらゆる押収されたプロレタリア文学の釈放のために闘い続けることを訴えた。九月二〇日、ドイツ赤色救援会は、さきのベッヒャー支援の要請に応えた人びとに免訴の挨拶状を送り、次のような大審院の決定の本文⁶⁵を通知している。

決定

ベッヒャーの訴訟事件について

ベツヒャーの訴訟事件について

八六

作家ヨハネス・R・ベツヒャー、ベルリンNW、クラウディウス通り三番地、にたいする刑事事件について、

大審院夏期法廷は一九二八年八月二五日の非公開の法廷、出席は

裁判長、大審院判事ミユラー・I、大審院判事ゾントーク並びにコーニンツ、

において、検事総長を聴取のうえ次のとおり決定した、

一、ベツヒャーにたいする訴訟は一九二八年七月一四日の大赦法第二条第一項により停止される。大赦の除外規定（同法第三条、第四条）は該当しない。

署名 ミユラー・I、ゾントーク コーニンツ

文書作成 ヴァーデキント

大審院書記官

大審院第四刑事法廷事務部

公文書作成官

こうしてベツヒャーは免訴となったが、かれには、ドイツのプロレタリア・革命作家同盟の創立という仕事
が、目前に迫っていた。

注

- (1) 署名者はA・アーブツシユほか五〇名で、そのなかには、H・アイスラー、K・グリューンベルク、ハートフィールド兄弟、E・E・キツシユ、リリー・コルプス(後のベツヒャー夫人)、K・クレーパー、R・レヴィネ、B・ラスク、K・A・ヴィトフォーゲルらの名がある。後の同盟創立集会の出席者が約一五〇名であったと言われるから、これはその三分の一に当たる。
- (2) (便宜上、編者の名により「A・クラインらの記録集」と、以下に略記する。)
- (3) この三部のうち、前二者はJohannes R. Becher: Gesammelte Werke, Bd. 9 (Kleine Prosa), Aufbau-Verlag 1974に、後ろのものはGes. Werke, Bd. 15 (Publizistik I), Aufbau-Verlag 1977に、分けて収録されている。
- (4) これは「文学の『国家反逆罪』」(Literarischer „Hoherverrat“) という見出しのもので、A・クラインらの記録集八二頁以下に転載されている。
- (5) そのほか、例えば „Vorwärts! Kämpfer“, „Blutrote Fahnen“, „Werkätige Massen aller Länder, mobilisiert auch“などのことばや呼びかけが、共産主義革命の称揚として「反逆罪予備」と見做されている。
- (6) A・クラインらの記録集、五四三頁。
- (7) Ges. Werke, Bd. 10 (Leviseite u. a.), Aufbau-Verlag 1968, S. 538 ff. なお、この一九三六年版ロシア語訳は計画されただけで出版されなかった。
- (8) KPD中央の決議によって一九二四年五月に創設された反軍国主義のための、軍隊的、な組織で、労働者の集会、デモ、施設を警察や右翼の攻撃から防衛する任務に当たった。ベツヒャーもその一員で、詩集『玉座のうへの屍』にこの同盟に捧げた詩があり、またリリシイ制服姿の写真も残っている。
- (9) Alfred Apfel: Der Fall Becher, in: Der Schriftsteller, 14. Jg., Nr. 5, Mai 1927. (右の記録集、七四頁以下に転載。)
- (10) A・クラインらの記録集、五四五頁。
- (11) ワイマール支配体制がKPDそのものを非合法化しようとたえず狙っていたことは、ベツヒャー事件の過程においても、ベツヒャートの訴訟事件について

単にかれの作品を処断するというのではなく、「反国家・秘密結社」への参加、党活動、党の決議など、つねにKPDとの関係が問題にされていることから、想像されうる。ただ、この時期のKPDの問題は、それ自体考察されるべき多くの事柄があり、いまは筆者の手にあまることである。(なお、憲法の条文の訳は、高木八尺他編『人権宣言集』岩波文庫、一九六五年による。)

- (1) とくにA・クラインらの記録集、五四六頁以下を参照。
- (2) 右の記録集、五四八、五四九頁。
- (3) 右の記録集、七三、七四頁。
- (4) Ges. Werke, Bd. 15, S.134 ff. („Dichter, Lüge!“)
- (5) Ges. Werke, Bd. 15, S.137 ff. („Berliner Revue“)
- (6) さぎに触れたベッヒャー自身の思ひ出では、ゼーラート (Seelert) ではなくシュトラウホ (Strauch) 教授となっている。
- (7) A・クラインらの記録集、八一、八二頁、および五五一、五五二頁。
- (8) Meyers Großes Universallexikon, Bd. 5, Bibliographisches Institut 1982. および末川博編『全訂法学辞典』(日本評論社、一九七一年)
- (9) イェーナの書籍商マクス・ヘルツァは二七年三月八日、二年の要塞禁固と罰金の刑を受け、「ユーゲント・インター」社支配人フリッツ・シェーリケも同じころ有罪判決を受けた。(記録集の五五〇頁を参照)
- (10) 右の記録集、一〇二頁以下。
- (11) ベッヒャーに寄せた支援のことばは、A・クラインらの記録集の九一頁から一一九頁にまとめられている。
- (12) 右の記録集、五六〇、五六一頁。(この集会にも心厚いE・トララーが駆けつけていた!)
- (13) 同右、五六二頁。
- (14) 同右、一二七頁。

付記 事件の経過を簡単に紹介するつもりだったが、すこし長くなってしまい、作品の検討に入ることができなかった。次の機会を待ちたい。